

東串良町お試し住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住希望者の田舎暮らし生活体験に供する東串良町お試し住宅の利用に関し必要な事項を定めることにより、町内の住宅における一時的な居住体験を通して、町の風土及び町内での様々な体験をしてもらうお試し住宅事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置等)

第2条 お試し住宅の名称、位置等は、別表第1のとおりとする。

(利用者の資格)

第3条 お試し住宅を利用することができる利用者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 利用する本人又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (2) 町長が利用承諾をすることが適当と認める者

(利用申請)

第4条 お試し住宅の利用を希望する利用者は、利用を開始する日の14日前までの間に東串良町お試し居住利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用承諾)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを承諾し、東串良町お試し居住利用承諾書(様式第2号。以下「利用承諾書」という。)により申請者に通知するものとする。この場合において、施設の管理運営上必要と認める場合、その利用について条件を付するものとする。

(利用期間等)

第6条 お試し住宅の利用期間は、原則1泊2日以上30泊31日以内とし、前条第1項に規定する利用承諾書に利用期間を明記するものとする。

2 町長は、お試し住宅の利用の承諾を受けた者が利用承諾書に明記された利用開始日に利用を開始しないときは、当該利用承諾を取り消すことができる。

(利用料)

第7条 お試し住宅の利用料は無料とする。ただし、お試し住宅の使用に伴う飲食費並びに消耗品(日常生活に係るものに限る。)、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、お試し住宅の利用を開始する際、町からお試し住宅の鍵を受け取り、当該お試し住宅を利用するものとする。この場合において、利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 東串良町お試し住宅利用申請書に記載した使用者以外の者が使用しないこと。
- (2) 留守及び就寝時に施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、備付けの備品、什器類等を適切に

取り扱うこと。

- (4) 住宅を適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な管理をすること。
- (5) 使用中に発生したごみは、町の定めに従い処理すること。
- (6) お試し住宅の利用期間が満了した後、利用者の私物が放置された場合は、町長が処分できるものとし、利用者は、当該処分に対し異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(禁止行為)

第9条 利用者は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の製造、販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (8) お試し住宅内及びお試し住宅の敷地内で動物を飼育すること（身体障害者補助犬等で町長の承諾を得た場合を除く。）。
- (9) お試し住宅の用途を変更すること。
- (10) お試し住宅の増改築、移転、改造又は模様替えをすること。
- (11) 町長の承諾を得ずにお試し住宅の敷地内に工作物を設置すること。
- (12) 既存のお試し住宅の鍵以外の鍵を設置し、又はお試し住宅の鍵の複製物を作成すること。
- (13) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (14) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用承諾の取消し)

第10条 町長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、利用の承諾を取り消し、東串良町お試し住宅事業利用承諾取消通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する遵守義務
- (2) 第9条に規定する禁止行為の遵守義務
- (3) 第14条に規定する損害賠償義務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用承諾書に規定する利用者の義務
(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が終了する日まで（第10条の規定に基づき、利用承諾が取り消された場合にあつては、直ち）にお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は明渡し時までにお試し住宅の清掃を行い、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、当該お試し住宅を原状回復した上で、当該お試し住宅の鍵を町に返却しなければならない。

2 利用者は、前項前段に規定する明渡しを行うときには、明渡し日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき、利用者が行う原状回復の内容及び方法について、明渡しを行う前において利用者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の安全その他のお試し住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾を得ずにお試し住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(お試し状況の確認)

第13条 町長は、利用者の相談等に対応するため、必要に応じて関係機関と連携してお試し状況の確認を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失によりお試し住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者が前項に基づく義務を履行しないときは、町長は、利用者に代わってこれを執行し、それに要した費用を利用者から徴収する。

3 第1項の規定によるお試し住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に東串良町お試し住宅破損(汚損・滅失)届(様式第4号)を提出しなければならない。

(事故免責)

第15条 町長は、お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該お試し住宅又はお試し住宅周辺で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	所在地
お試し住宅1号棟	東串良町川西1597番地3
お試し住宅2号棟	東串良町新川西4870番地1